

家庭ごみの廃棄物処理施設使用料及び 一般廃棄物処理手数料改定後の施行状況について

家庭ごみ有料化の実施に合わせた標記の使用料及び手数料の改定については、混乱もなく順調に新たな料金体制に移行できました。

なお、「大型家具等のごみを休みの日にも臨時収集をして欲しい」等の市民ニーズにお応えするため、祝日等(祝日及び振替休日)の「一時的多量の廃棄物」収集を、7月21日(月)(海の日)から開始しました。

1. 改定内容

①家庭ごみの廃棄物処理施設使用料

区分	平成26年10月31日まで		平成26年11月1日～
	100kg以内	20kgまでごとに (100kg超のとき)	
一般家庭から生じた廃棄物 (家庭ごみ)	360円 (50kg未満無料)	70円 を加算	70円 (50kg未満も 有料)
犬、猫等の死体	1体につき 520円		同上

※家庭ごみで、1回の搬入が350kgを超えるときは事業系ごみと同じ料金(20kgまでごとに200円)を徴収する。
(平成26年11月1日～)

※家庭ごみで、家庭ごみ有料化の対象外となるもの(缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯等、剪定枝、落ち葉、草花、ボランティアごみ)の持込みは、1回の搬入量が350kg以内のときは無料。(平成26年11月1日～)

②一般廃棄物処理手数料

区分	平成26年10月31日まで	平成26年11月1日～
一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき	2,000円	2,140円
<軽貨物自動車(0.35トン積)相当量以下1回につき>		
犬、猫等の死体を市が処理したとき	1,040円	530円
<1体につき>		

2. これまでの経過

平成26年8月 29日 平成26年度第1回本審議会で経過を報告

8月～9月 家庭ごみ使用料の改定内容を「リサイクルおおいた(お試し袋セット同号)」に掲載

10月 家庭ごみ使用料及び手数料の改定内容を市報(10月15日号)に掲載

11月 1日 改定後の使用料及び手数料の施行